

## 東京都監察医務院検査科説明に関する質問への回答(Q&A)

令和3年12月10日

**Q1. 東京都監察医務院では臨床検査技師同士、また監察医とどのような関係を築いているのでしょうか。**

- A. 臨床検査技師同士、仲が良くアットホームな職場です。監察医との関係は、業務を行う上で話し合う機会が多く、かなり距離が近い関係です。

**Q2. 東京都監察医務院で勤務していて辛いこと、大変だと感じることは。**

- A. 解剖業務は、最大 1 人で 5 体の解剖を行うこともあります。冬場の繁忙期は、特に件数が多くなるため、体力的な負担が大きくなります。

**Q3. 東京都監察医務院で勤務していてやりがいを感じる瞬間は。**

- A. 一番は解剖することで死因が明らかになった時にやりがいを感じます。特に臨床検査技師は、心臓以外の臓器の取り出しを行うため、病変を最初に発見することが多々あります。そのような病変を見逃すことなく監察医に報告し、死因の究明につながった時にやりがいを感じます。また、標本作製業務においては、血管の破綻部位が入った標本や血栓の標本など、作製した標本が死因の究明に役立った時に達成感を感じます。

**Q4. 来年度の採用試験に関して。(異動含む)**

- A. これまで採用試験は、都立病院を所管する病院経営本部が、福祉保健局の施設である監察医務院を含めて実施してきました。しかし、令和 4 年 7 月に都立病院は、地方独立行政法人化が予定され、監察医務院とは別組織となります。そのため、採用試験の実施方法は、未定です。

異動に関してですが、都立病院と監察医務院との間で原則異動はありません。監察医務院に配属された臨床検査技師は、同じ福祉保健局の施設の島しょ保健所(大島・三宅島・八丈島・小笠原父島)、北療育医療センター、府中療育医療センター及び健康安全研究センターへ異動の可能性があります。

**Q5. 就職後に取得できる資格また必要な資格はありますか。(資格取得状況含む)**

- A. 試薬の管理を行う上で、危険物乙4種、劇毒物取扱責任者及び特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者等の資格が必要になります。これらの資格は、日常の検査業務に就く上で必須のものではありません。業務を進める上で選任が必要な場合は、在職中に取得していただくことがあります。

資格の取得状況は以下の通りです

危険物取扱者(乙第4種)	4名
有機溶剤作業主任	3名
第一種衛生管理者	2名
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者	2名
二級臨床検査士(病理学)	1名
特別管理産業廃棄物管理責任者	1名
特定毒物研究者	1名
一般毒物劇物取扱い者	1名
エックス線作業主任者	1名
覚せい剤指定研究者	1名
麻薬指定研究者	1名
向精神薬試験研究施設設置者	1名